

委託業務特記仕様書（令和5年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

- 第6条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

- 第7条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

- 第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

- 第9条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

- 第10条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

別記様式

業 務 計 画 書

1. 当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント

(1) 業務の目的

・業務の意図及び目的を簡潔に記載する。

(2) 業務項目

- ・仕様書の内容，業務の細目を明確にする。

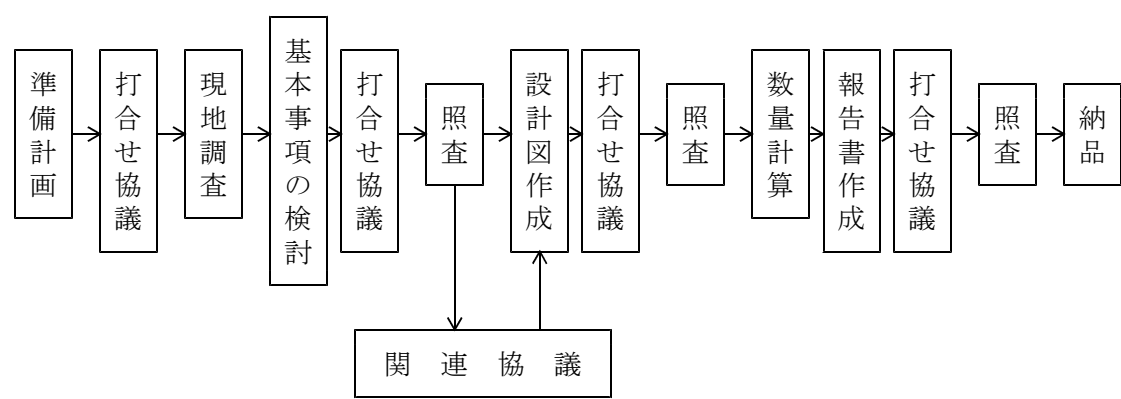
<記載例>

工 種	種 別	細 別	規格	単位	数 量	摘 要

(3) 実施方法

- ・作業計画（業務の流れ）を簡潔に記載する。

<記載例>



(4) 想定される問題点，制約条件等

- ・ 想定される問題点や制約条件等について記載する。

(5) 必要となる検討事項，検討内容等

- ・ 必要となる検討事項，検討内容を総合的にとりまとめて記載する。

2. 概略の業務工程

- ・ 業務工程表を項目ごとにバーチャート等で示す（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等も記入すること。）。

<記載例>

工程 工種	〇〇月 10 20			〇〇月 10 20			技術者計	
準 備・計 画								
現 地 調 査								
〇〇概略検討								
路線選定								
照 査								
打 合 せ 協 議								
関 連 協 議								
管 理 技 術 者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
照 査 技 術 者			〇〇		〇〇		〇〇	
技 師 A	〇〇		〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	
技 師 B	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇〇	
技 師 C		〇〇			〇〇		〇〇	
計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	

※技術者の配置日数（時間）を記入すること。

3. 概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等：コンサルタント業務のみ）

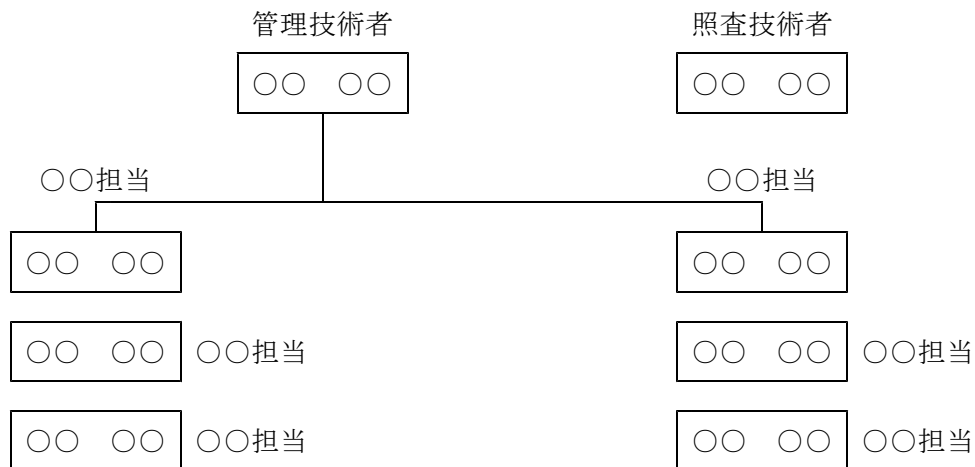
- ・ 照査の時期や照査事項について簡潔にコメントする。

4. 業務体制

(管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図)

- ・管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図を作成する。

＜記載例＞



5. 想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等）

- ・仕様書等に基づき、成果品の内容、部数等を記載する。

6. 業務に使用する主な図書及び基準等

- ・当業務に使用する図書及び基準等について、法令、指針等必要と考えられるものを記載する。

特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、徳島県県土整備部都市計画課が発注する「R5都市 盛土規制法に基づく基礎調査等業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、徳島県全域において、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に規定する「宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域」（以下「規制区域」という。）の指定に向けた基礎調査を実施し、規制区域指定の方針を検討すること等を目的とする。

(対象範囲)

第3条 徳島県全域とする。

(準拠法令等)

第4条 本業務は、本特記仕様書によるほか、次の関係法令等に準拠して実施するものとする。

- ① 宅地造成及び特定盛土等規制法（令和4年5月）
- ② 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（令和4年12月）
- ③ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（令和5年3月）
- ④ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針（令和5年5月）
- ⑤ 基礎調査実施要領（案）（規制区域指定編）（令和5年5月）
- ⑥ 基礎調査実施要領（案）の解説（規制区域指定編）（令和5年5月）
- ⑦ 基礎調査実施要領（案）（既存盛土等調査編）（令和5年5月）
- ⑧ 盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（令和5年5月）
- ⑨ 盛土等防災マニュアル（令和5年5月）
- ⑩ 不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン（案）（令和5年5月）
- ⑪ その他関係法令等

(業務内容)

第5条 本業務の内容は次のとおりとする。

1 計画準備

受注者は、本業務の実施に当たり、事業の目的を理解し、業務全体の作業方針を立案するとともに、業務計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。

2 資料収集整理

受注者は、次に掲げる資料を発注者から貸与もしくは公開されている情報を収集し、本業務で有効活用するため、適切に整理するものとする。その際、成果品に求める精度を踏まえ、可能な限り精度の高い資料データの収集に努めること。

- ① 緊急盛土点検結果データ
- ② 国土数値情報（25,000地形図等）
- ③ 行政区域界（市町村界、字界）データ
- ④ 基盤地図情報データ（建物、道路等）
- ⑤ 土地利用3次メッシュデータ
- ⑥ 都市計画図（都市計画区域、市街化区域等）
- ⑦ 各種区域データ（土砂災害警戒区域図、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区等）
- ⑧ 航空レーザー計測データ
- ⑨ 地番現況図及び家屋現況図
- ⑩ 地質図・地形分類図
- ⑪ 過去の災害履歴等資料
- ⑫ その他調査に必要となる資料データ 等

3 予備的調査

(1) 盛土等の規制に係る現況把握

収集した資料データを活用し、関係法令等に基づく規制状況を整理し、各法令等における許可手続き等の実態把握を行うこと。

(2) 区域指定要件の基礎データ整備

次の事項に関して、整理・分析を行うこと。

- ア 調査分析環境の整備
- イ 宅地造成等工事規制区域の指定要件調査
- ウ 特定盛土等規制区域の指定要件調査
- エ 基礎調査実施方針・手順の検討

4 区域設定

(1) 規制区域指定の方針検討

- a 業務の実施にあたって、「実施要領」等に基づきつつ、県が判断すべきとされている事項等について、受注者は関係する府県や市町村、機関等と協議・調整を行い、説明資料を作成した上で、発注者が選任した有識者へ説明及び協議を行い、作業実施の方針並びに工程を明確にするとともに、有識者からの意見を十分に聴取し、基準等を設定し調査等を行うこと。
- b 有識者との打合せ協議については、発注者との協議とは別に、着手前、中間時、納品時の3回程度実施すること。また業務の遂行上、別途有識者との打合せ協議が必要とされた場合は、発注者と協議を行い随時打合せの場を設け、設計変更の対象とする。
- c 他に有識者等による検討会（2回開催予定）に参加し、その資料作成等を行うこと。
なお、有識者への報償費等については、別途県支給基準等に基づき見込むこととする。

5 報告書作成

本業務で検討した経緯も含めて分かり易くとりまとめ、報告書を作成すること。

6 打合せ協議

本業務の打合せ協議は、原則として業務着手時、中間報告（3回）及び成果品納入時の計5回行うものとする。（有識者との打合せ協議は除く）

7 申請等手続き

関係機関への申請等手続きについては、受注者が代行すること。

8 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- ・ 報告書（紙媒体） 3部
- ・ 報告書（DVD-R） 3部